

## 処 分 基 準

平成19年9月30日作成

法 令 名：遺失物法
根 拠 条 項：第26条第2項
処 分 の 概 要：特例施設占有者に対する指示
原権者（委任先）：岐阜県公安委員会
法 令 の 定 め： 遺失物法26条第2項（指示）
処 分 基 準： 別紙のとおり
問 い 合 わ せ 先：岐阜県警察本部会計課（058-271-2424）
備 考：この基準は、平成19年12月10日から適用する。